



# 子どもの貧困 ～放課後を救え！～

2年：重永、田阪、中村

3年：佐藤、惣田、東谷、三宅

4年：日野、森澤、米津



# 発表の流れ

テーマ設定の理由

放課後児童クラブについて

- 法制度
- 取組み
- 取材
- 課題

食育について

- 法制度
- 取組み
- 取材
- 課題

提言

# テーマ設定の理由

# 子供の貧困の定義

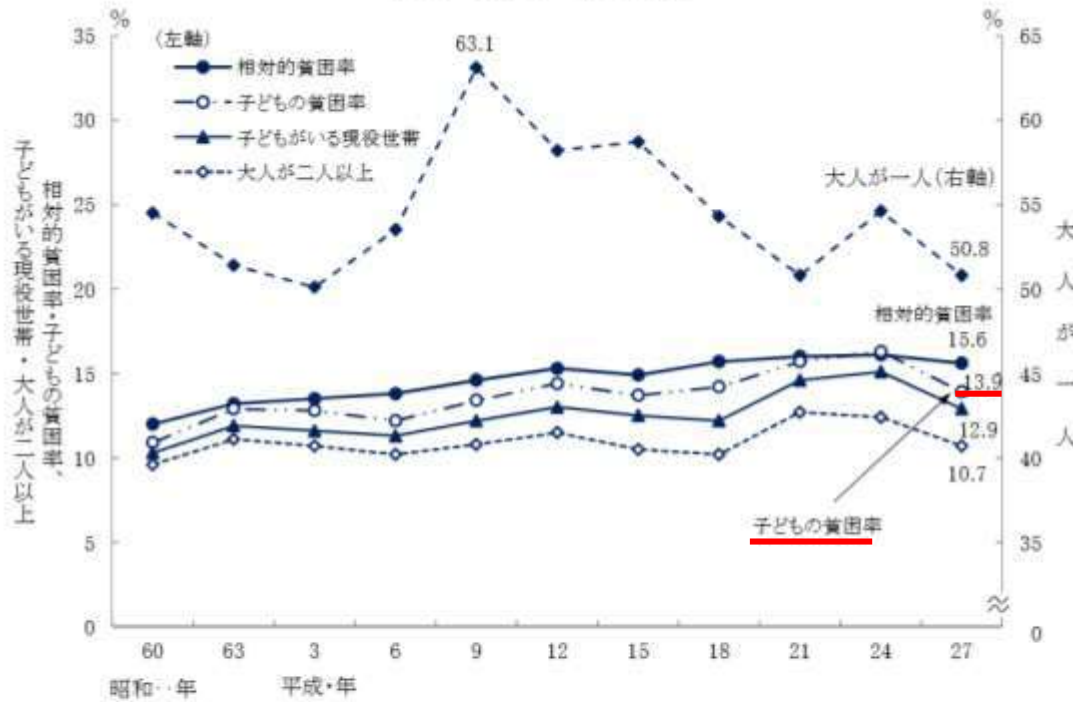
等価可処分所得の中央値50%以下の所得で暮らす  
相対的貧困の17歳以下の子供の存在及び生活状況

・

一般的とされる水準の半分以下の水準で暮らしている  
子供たち、その生活状況

# 子どもの貧困率

図 15 貧困率の年次推移



- 注：1) 平成6年の数値は、兵庫県を除いたものである。  
 2) 平成27年の数値は、熊本県を除いたものである。  
 3) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。  
 4) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。  
 5) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

OECDの平均  
(2014年)  
= 13,3%

放課後の格差 = 「学校外」の時間



夏休み

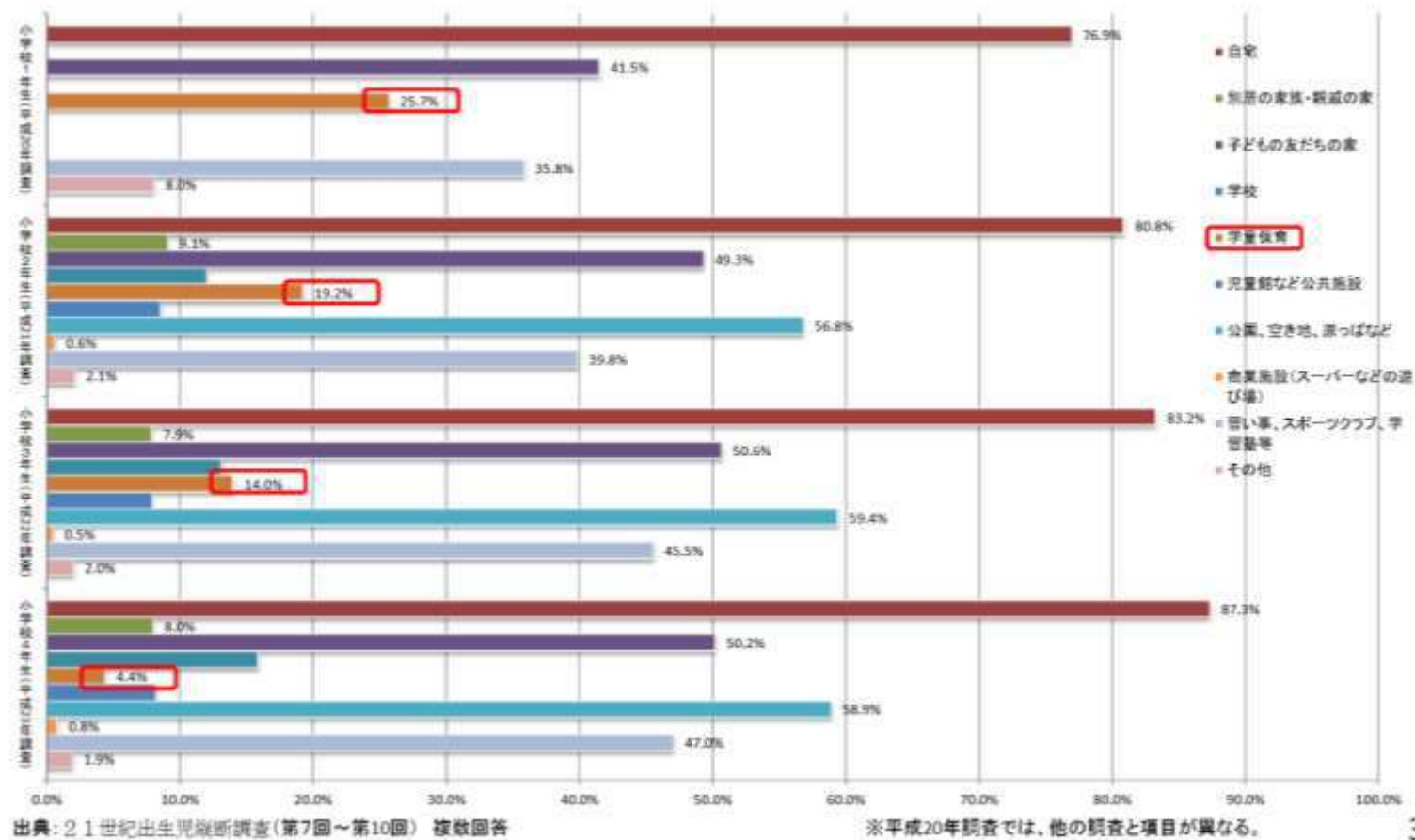
春休み

祝日





# 放課後に児童が過ごす場所



# 子どもの学校外教育活動にかかる費用



様々な学習機会を届けることはできないか

子供たちの生活や健康を支えることはできないか



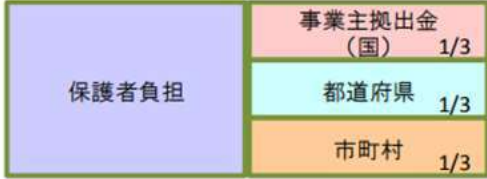

# 放課後児童クラブの法制度

# 放課後児童クラブとは？

児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項

この法律で、  
放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であって、  
その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、  
授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して  
適切な遊び及び生活の場を与えて、  
その健全な育成を図る事業をいう。

## 放課後児童クラブの主な改正事項

	現行	新制度施行後
対象児童	おおむね10歳未満の留守家庭の小学生	留守家庭の小学生 <small>※保護者の就労だけでなく、保護者の疾病や介護なども該当することを地方自治体をはじめ関係者に周知する。(衆/参・附帯決議)</small>
設備及び運営の基準	特段の定めなし	国が省令で基準を定め、市町村で条例を制定 [従事する者及び員数...従うべき基準] [施設、開所日数、時間など...参酌すべき基準]
市町村の関与	開始後1ヶ月以内に事後の届け出など [届け出先:都道府県]	事業開始前の事前の届け出など [届け出先:市町村]
市町村の情報収集	子育て支援事業に関し、必要な情報の提供	子育て支援事業に関し、必要な情報の収集及び提供
事業の実施の促進	特段の定めなし	市町村の公有財産(学校の余裕教室など)の貸付け等による事業の促進
計画等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「市町村行動計画」の策定。</li> <li>・総合的かつ効果的に次世代育成支援対策を推進する努力義務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定</li> <li>・区域ごとの事業量の見込みや提供体制の確保について法律上に規定</li> <li>・総合的かつ計画的に事業を実施する責務</li> </ul> <small>※地域子ども・子育て支援事業については、住民のニーズを市町村の事業計画に的確に反映させるとともに、市町村の事業計画に掲げられた各年度の取組に応じて、住民にとって必要な量の確保と質の改善を図るための財政支援を行う仕組みとすること。(参・附帯決議)</small>
費用負担割合	 <p style="text-align: center;"><small>※総事業費の1/2程度を保護者負担と整理のうえ 予算計上している。</small></p>	 <p style="text-align: center;"><small>※質の改善にかかる費用について、事業主拠出金は充当しない。 (平成24年3月2日少子化社会対策会議決定)</small></p> <p style="text-align: center;"><small>※放課後児童健全育成事業に従事する者の処遇改善に資するための施策について検討を加え、 所要の措置を講ずる。(子ども・子育て支援法附則第2条第3項)</small></p> <p style="text-align: center;"><small>※子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための安定財源の確保に努める。 (同法附則第3条)</small></p> <p style="text-align: center;"><small>※幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るためには、1兆円超程度の財源が必要 であり、今回の消費税率の引上げにより確保する0.7兆円程度以外の0.3兆円超につ いて、速やかに確保の道筋を示す。(参・附帯決議)</small></p>

# 対象児童の変化



児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項

この法律で、  
放課後児童健全育成事業とは、**小学校に就学している児童**であって、  
その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、  
授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して  
適切な遊び及び生活の場を与えて、  
その健全な育成を図る事業をいう。



# 設備及び運営の基準と市町村の関与

## 児童福祉法第三四条の八

1

**市町村は、放課後児童健全育成事業を行うことができる。**

2

国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令で定めるところにより、**あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出て、**放課後児童健全育成事業を行うことができる。



# 事業の実施の促進

## 児童福祉法第五六条の七

市町村は、必要に応じ、公有財産（地方自治法第二百三十八条第一項に規定する公有財産をいう。次項において同じ。）の貸付けその他の必要な措置を積極的に講ずることにより、社会福祉法人その他の多様な事業者の能力を活用した保育所の設置又は運営を促進し、保育の利用に係る供給を効率的かつ計画的に増大させるものとする。

**2 市町村は、必要に応じ、公有財産の貸付けその他の必要な措置を積極的に講ずることにより、社会福祉法人その他の多様な事業者の能力を活用した放課後児童健全育成事業の実施を促進し、放課後児童健全育成事業に係る供給を効率的かつ計画的に増大させるものとする。**



# 行政の取り組み

# 学童保育の趣旨

児童福祉法第六条三「放課後児童健全育成事業」  
に基づく、厚生労働省所管の施設  
正式名称を放課後児童クラブという。

## 目的・意義

放課後、保護者が家庭にいない子どもを預かる場所  
→“**小1の壁**”を打破

共働き家庭において、  
子供を保育園から小学校に進学するとき  
の直面する社会的な問題

# 放課後子ども教室

平成

学校

地域子ども教室推進事業

## 地域全体で教育に取り組む体制づくり

保護者



地域の人々

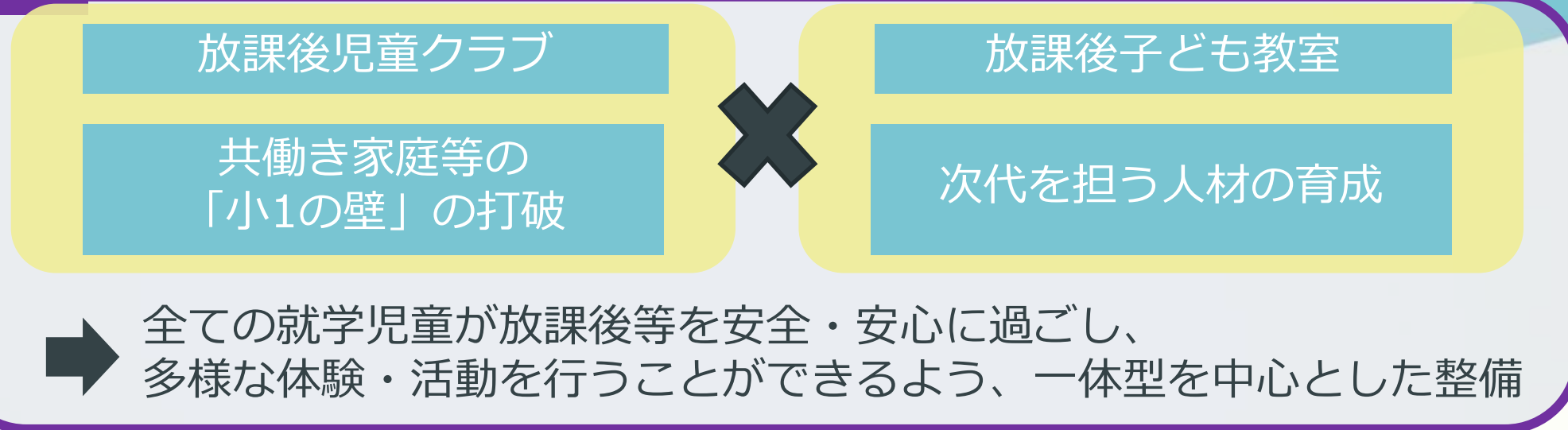
地域住民や大学生・企業OBなど様々な人材の協力を得て、放課後等に全ての子供を対象とした学習支援や多様なプログラムを実施

# 放課後子ども教室

	放課後児童クラブ	放課後子ども教室
管轄	厚生労働省	文部科学省
利用者	保護者が就労等で常時留守なため保育の必要な児童	該当小学校で希望する全ての児童
負担額	親の就労支援 子育て支援	子どもの 文化的教育
実施日		
指導員	放課後児童支援員	教育活動推進員 教育活動サポーター

# 放課後子ども総合プラン

## 趣旨・目的



## 方策

- 平成31年度末までに、
- 放課後児童クラブの整備を新たに整備（約90万人⇒約120万人）
  - 全小学校区（約12万区）のうち1万が

設置数の増加

事業の質の改善

# クラブ・登録児童・待機児童の数



## クラブ設置数は堅調





# 連携の状況

推進委員会の連携状況

研修の連携状況

## 連携は発展途上の段階

- 一体型(合同設置)
- 連携型(一部連携)
- その他
- 連携無し

- すべて合同開催
- 一部のみ合同開催
- 相互に受講可能
- その他
- 連携無し

# 運営内容についての評価

	平成28年	平成27年	増減
自己評価の実施あり	11,981 ( <u>50.7%</u> )	10,851 ( <u>48.0%</u> )	1,130

客観ベースでの質の改善を

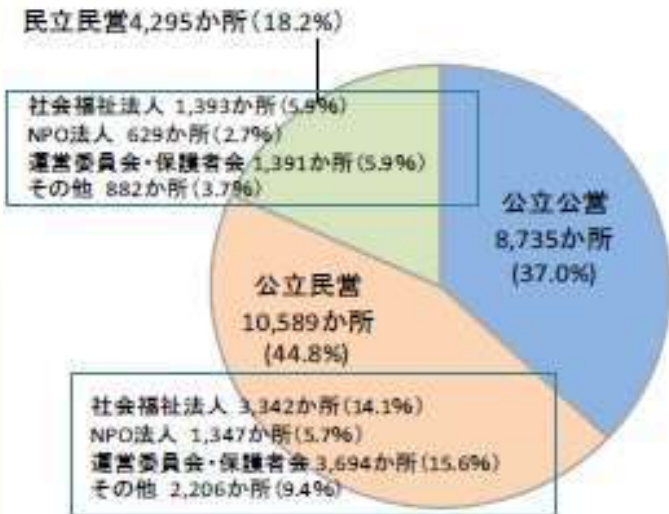
第三者評価の実施あり	6,039 ( <u>25.6%</u> )	5,426 ( <u>24.0%</u> )	613
------------	------------------------	------------------------	-----

# 民間の取り組み

# 放課後児童クラブ施設について

## 2. 設置・運営主体別実施状況

○ 設置・運営主体別実施状況でみると、公立公営が全体の約37%、公立民営のクラブが約45%、民立民営が約18%を占めている。



放課後児童クラブの運営主体については民間も多い。

民間は特に、値段や場所、プログラム内容など様々。

平成28年5月1日 厚生労働省 総務課少子化総合対策室調

# 特定非営利活動法人 放課後NPOアフタースクール

放課後NPO  
アフタースクール

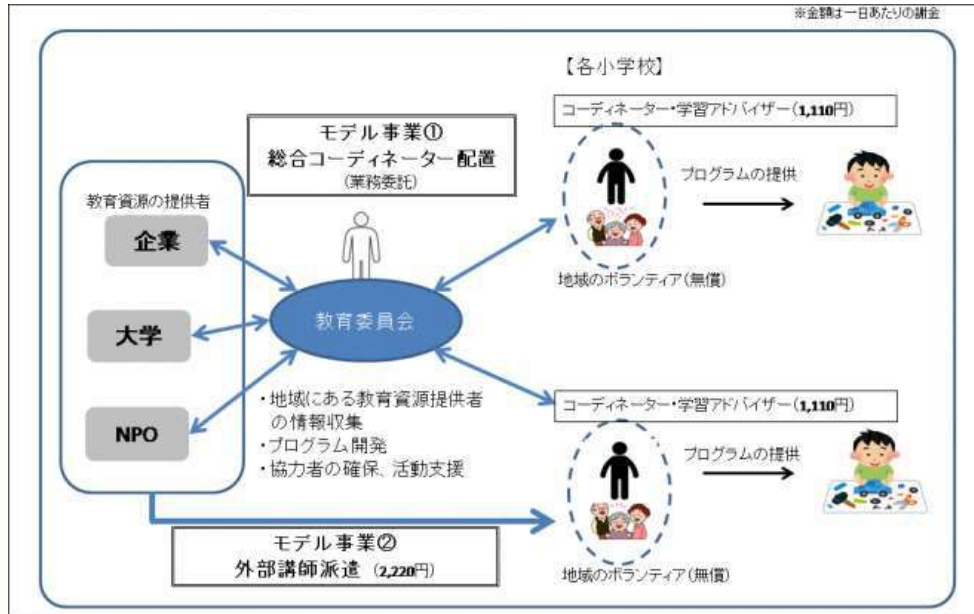


Mission 「子どもたちの放課後を救え！」

- ・平日には、放課後の小学校を活用したアフタースクールを開校している
- ・週末になると、様々な企業・団体等と連携し、子育てプロジェクトを展開しています。

# 特定非営利活動法人 放課後NPOアフタースクール

## 放課後子ども教室活動支援業務（モデル事業）



- 総合コーディネーターによるプログラム開発や協力者の確保などの活動支援
- 既存の放課後子供教室の運営支援
- 地域コーディネーターの強化育成



# リクルート マーケティング パートナーズ



放課後児童クラブ施設は公設、民設があり、提供するプログラムや価格は様々で、地域や収入による教育環境格差も存在。



子どもたちが楽しみながら、“思考力”や“学びに向かう力”等の生きる力を育むプログラムを、各コンテンツ提供企業と連携して研修マニュアルを作成し、導入するシステム。



# 放課後児童クラブ 取材

## 取材①



放課後NPOアフタースクール  
平岩様

“このようなクラブが  
うちの地域にも欲しい”  
という  
保護者のニーズがある

地域CNの存在感が薄い  
地域、連携が不十分な  
地域あり

## 取材②



リクルートマーケティングパートナーズ  
西山様

約半数の保護者が希望  
しており  
ニーズの高まりはある

やる気やスキルのある  
地域人材の不足

## 見えてきた課題

- ◆量だけでなく質の向上
- ◆近隣地域の連携、情報やノウハウの共有
- ◆やる気やスキルのある人材の確保



# 食育に関する法制度と行政の取り組み



# 行政（食育）

## 食育基本法 前文

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い～（略）

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。

# 食育基本法

## 第一章 総則

- ・ 目的
- ・ 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成



## 第三章 基本的施策

- ・ 家庭における食育の推進
- ・ 学校、保育所等における食育の推進
- ・ 地域における食生活の改善のための取組の推進



- 第十六条

食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする  
→現在は第3次食育推進基本計画が実施中

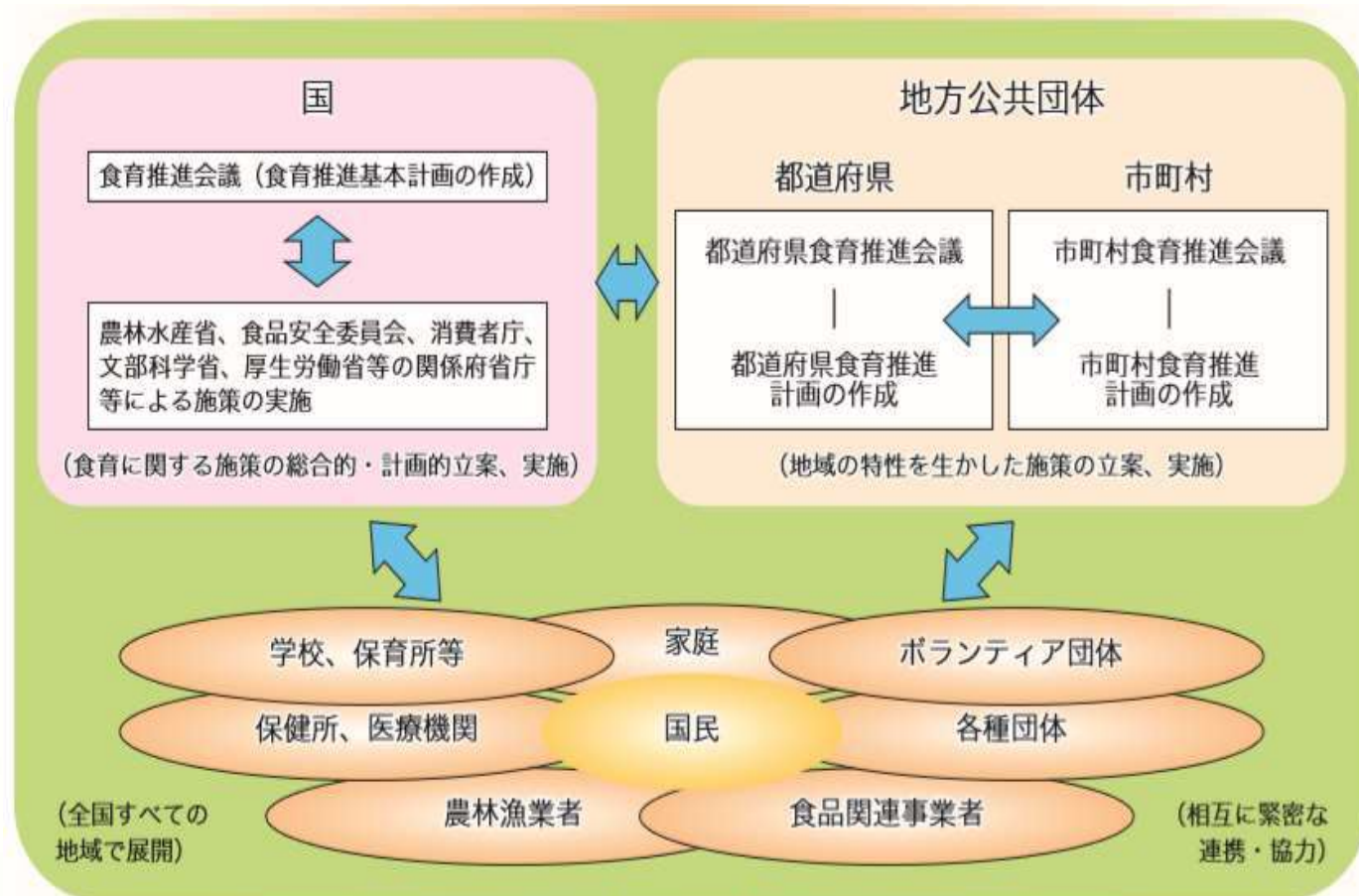
重要課題1 若い世代を中心とした食育の推進

- ①子供・若者の育成支援における共食等の食育推進
- ②若い世代に対する食育推進

重要課題2 多様な暮らしに対応した食育の推進

- ①妊産婦や乳幼児に関する栄養指導
- ②貧困の状況にある子供に対する食育推進

# 食育を推進するモデル



国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成

## 具体例：三島市（静岡県）



- 学校給食の充実  
良質な食材やバランスのよい食事などについて学び、地場産品による地産地消を進め、安心・安全な学校給食の提供
- 大学生との協働による「食育元気教室」の開催  
保育園・幼稚園・小中学校の園児・児童・生徒を対象に地元大学と連携した専門知識と学生の感性を生かした味覚教育などの食育事業の実施
- 食事バランスガイドを活用した料理教室の実施



# 民間の取り組み



# 子ども食堂

公共施設を開放し、**無料**もしくは**安価**で食事を提供



- ・時間帯は**平日**
- ・子どもの**参加**
- ・大人は**子ども**
- ・**貧困世帯**で



# フードバンク

- 品質に問題がないのに廃棄せざるをえない食品を、メーカーや小売店から寄付してもらい、必要としている人に無償で届ける団体
- 2000年から開始しており、2017年1月末時点では77団体が活動
- 食料の寄贈先については各フードバンクが検討し、ボランティア団体や福祉施設、被災地などに提供
- 子ども食堂ネットワークで行ったアンケートによると、回答した71団体のうちフードバンクと連携している子ども食堂は3割に満たない

# 官民共同の取り組み



# 官民共同の取り組み



- 東京都文京区で2017年10月から実施
- 文京区…ふるさと納税制度で財源を確保  
対象世帯にこの事業の情報を提供
- NPO法人…事務、配達作業などの運営実施
- 対象世帯に郵送されたQRコードから申し込むと、毎月、お米や飲み物・料理しやすいレトルト食品など約10kgが自宅に宅配される
- 対象となる家庭全てに告知が行き渡る事や、申込みが簡単な事、周りの目を気にせず支援を受けられる事など、新しいやり方



# 食育に関する取材





①新宿ニコニコ子ども食堂 猪爪まさみ様

子ども食堂とは・・・

経済的な事情で十分な食事がとれない子どもや孤食の子どもに、無料もしくは安価で食事や居場所を提供する取り組み。

新宿ニコニコ子ども食堂では、子ども無料、大人300円で誰でも参加可能。

なぜ子ども食堂を始めたのか

貧困の解消と食育の推進を目的に始めた。貧困世帯でなくても孤食やインスタント食品の過剰摂取などが見られており、食に関する問題は貧困世帯に限った話ではない。

各家庭の事情にどこまで関与するのか

貧困でない人も来ており、また、周りから貧困であると知られるのを好ましく思わない人もいるので、余った食材を渡すなど個別に対応することがある。参加者を介して行政のサービスにつなぐことも。

参加者の特徴はどのようなか

ひとり親家庭が多い。子ども同士、保護者同士の交流が多くみられる。子どもは楽しい経験を共有しあい、保護者は行政のサービスなどを紹介しあう。

今後の課題は

見えない貧困にどう取り組むか。保護者からの情報を介してというのが現状。また地域との連携も進めていきたい。特に学校など子供が多く集まる場所。



## ②文京区 子育て支援課様

2017年10月から区とNPO等が提携し、子ども宅食プロジェクトが始動

子ども宅食とは・・・

貧困のひとり親家庭を対象に、フードバンク等を活用し食品を配送するサービス。また、食品の配送をきっかけにその家庭に必要な支援に繋げ、孤立を防ぐ

なぜ数ある支援の中で宅食という形を選んだのか

利点

地域における位置づけをどうしているか

今後の課題は

目的は「宅食をきっかけにその家庭が抱える問題を見つけ、必要な支援に繋げる」こと。食品の配送をきっかけに家庭と繋がり状況を把握し、行政サービスなどの支援を受けられることを想定した

宅食を必要としている家庭に、周囲に知られることなくアプローチできる。

周りから貧困であると知られたくなく、地域で孤立している世帯にアプローチすることで行政の、支援に繋げ、継続的な関係を築いていきたい。

本事業の対象者に子どもの健康や食育を推進するにあたり何かしらの政策が必要。告知を受けても申し込まない世帯の保護者にもアプローチしたい。

## 取材から見えてきた課題

見えない貧困にどうアプローチするか

地域との連携を如何にして進めていくか

食育の推進を進めていきたい

保護者、子ども両者への食育

# 提言



# 政策提言 放課後児童クラブ

# 放課後児童クラブに関する提言

**1** 大学生による放課後プログラム

**2** 総合コーディネーターの設置

**3** 放課後コンテストの開催

# ①大学生による放課後プログラム



教育・福祉について学ぶ  
国立・公立の大学生

プログラムの  
提供・実施



- ・放課後子ども教室と一体化が進められている放課後児童クラブ
- ・希望する放課後児童クラブ

# ①大学生による放課後プログラム

<メリット>

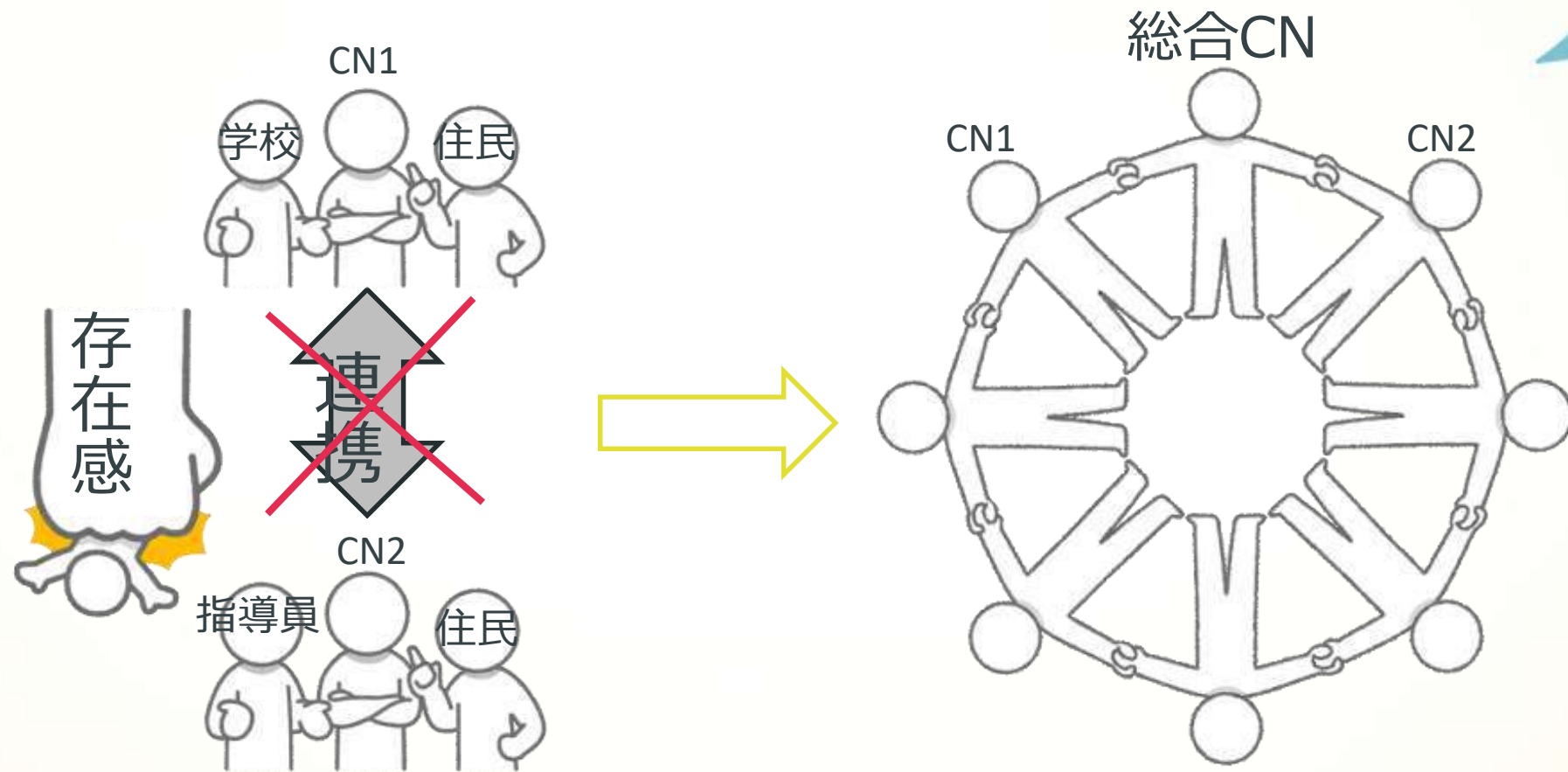
質の向上に繋がる

子どもたちの相談相手や目標になる

将来の教育者、保育者の育成

すべての地域での人材確保が可能

## ②総合コーディネーターの設置

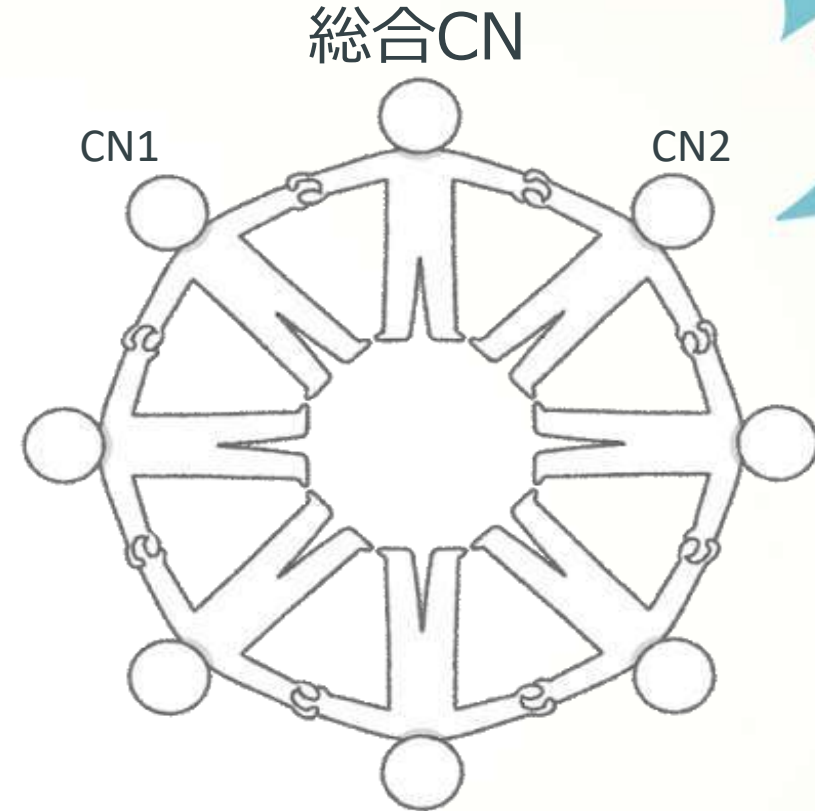
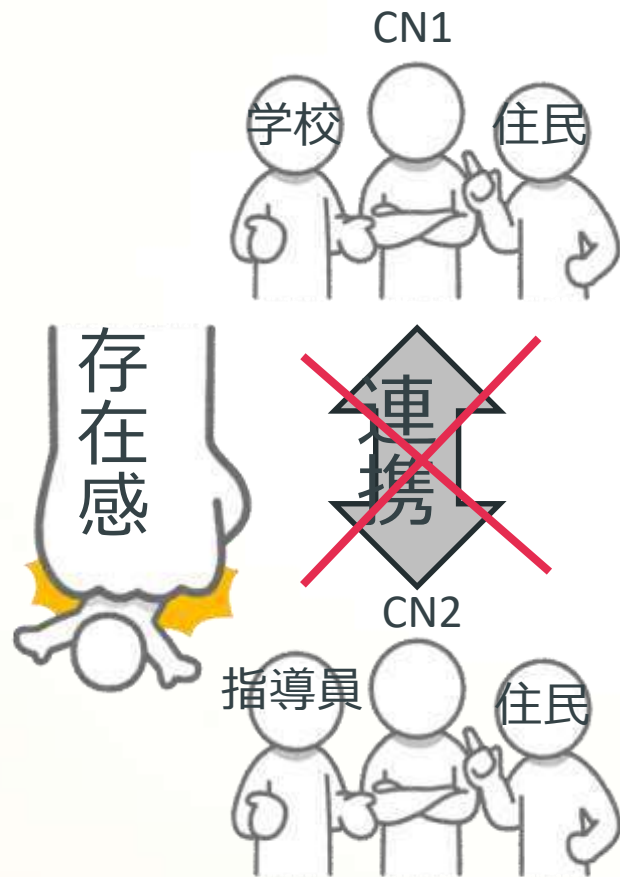


## ②総合コーディネーターの設置

- 地域コーディネーターとは？  
教育委員会などに属する学校地域支援本部の中にあり、地域住民等と学校との連絡調整を行うもの
- どういう人がなっているのか？  
現・元PTA関係者、元校長、元教職員、NPO関係者など
- 放課後における活動例  
地域人材を活用した放課後子ども教室の運営サポート



## ②総合コーディネーターの設置



- ・CNの業務内容の明確化
  - ・資格制度の導入
- ⇒地位、活動しやすさの向上

## ②総合コーディネーターの設置

### <方針>

- 地域CN総合CNの役割の明確化、統一
- 資格試験、セミナー、講習の実施
- 地域CNの研修の充実
- 地域CNが地域や教育に関するさまざまなイベントに出席
  
- 成果を総合CNが集約し、行政からの配布物に記載するなど周知
- 放課後児童支援員への指導

### ③放課後コンテストの開催



**発表** すべての公設のクラブ + 任意の民設のクラブ

発表者子ども、CN、放課後児童支援員など

**傍聴** 関連するCN、保護者

**審査** 専門家の設定した基準、傍聴者の特別賞

**特典** 補助金の増額

### ③放課後コンテストの開催

<メリット>

発表に子どもが加わる

→放課後に子どもの意見が反映されるきっかけづくり

専門家による指標の設定

→第三者評価の整備、地域差の解消に繋がる

コーディネーターや保護者の傍聴

→人脈作り、地域の情報把握、ノウハウの共有の場、意識改革

放課後児童クラブの質の向上



習い事などのできない

貧困家庭の子どもに

さまざまな体験を



意欲や頑張る力、希望を与える



貧困の連鎖の解消へ



# 政策提言 食育



## おさらい 取材から見えてきた課題

見えない貧困にどうアプローチするか

地域との連携を如何にして進めていくか

食育の推進を進めていきたい

保護者、子ども両者への食育

# 食育の提言

地域と連携し、全ての世帯の保護者、子どもに向けた食育の推進

1.保護者への食育指導

2.子どもへの食育指導

# ① 保護者への食育指導

現状…

〈産前〉

妊産婦のための食  
生活指導

〈乳児期〉

乳児家庭全戸訪問  
事業

養育支援訪問事業

乳幼児健康診査

〈幼児期〉

乳幼児健康診査

〈児童期〉

最も充実しているのが乳児期

一方で児童期にはない

# 乳児家庭全戸訪問事業

- 生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービスに繋げる。(母子保健法)

# 養育支援訪問事業

- 乳児家庭全戸訪問事業の結果等から養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等が養育に関する指導を行う。

# ①保護者への食育指導

## 〈産前〉

妊産婦のための食  
生活指導

## 〈乳児期〉

乳児家庭全戸訪問  
事業

養育支援訪問事業

乳幼児健康診査

## 〈幼児期〉

乳幼児健康診査

## 〈児童期〉

児童家庭全戸訪問  
事業

# 児童家庭全戸訪問事業

- 対象は全児童
- 時期は小学校1年次
- 各自治体が実施
- 問題が発覚した場合には養育支援訪問事業に繋げる
- 小学校の養護教諭にも繋ぐことができるので、日常的に見守れる態勢、地域連携も見込める



## ②子どもへの食育指導

### 「栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育」

しかし、栄養教諭の配置状況は自治体によって異なる…

本当にそれでいいのか？

## 栄養士

- 都道府県知事の免許を受けて栄養の指導に従事するもの。（栄養士法）

## 栄養教諭

- 児童の栄養指導及び管理をつかさどる教員。また養護教諭と連携し栄養状態の管理等を務める。（学校教育法）

## 学校栄養職員

- 学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる。栄養士の免許又は栄養教諭の免許が必要。（学校給食法）

## 栄養教諭を廃止

学校教育法の栄養教諭に関する規定を削除

子どもに食育指導できる人がいなくなる・・・？



## 栄養士に新たに個別に指導する権利を付与

栄養士法に新たな規定

学校栄養士は講習を経ることで指導可能に

今まで栄養教諭だった人はどうする・・・？



## 元々栄養教諭だったものは学校教諭を指導

学校教諭が日常的に給食の時間に指導

乳児家庭全戸訪問事業に加え、児童家庭全戸訪問事業を行うことで、  
全世帯に対する継続的な支援が可能に

児童家庭全戸訪問事業により、学校の養護教諭との繋がりが確保  
でき、何かあった場合には日常的に見守れる態勢がとれる

栄養士が子どもたちに専門的な見地から知識を提供でき、また、元栄  
養教諭から指導を受けた学校教諭が、日常的に食育指導ができる

# まとめ

放課後児童支援

食育推進

全ての子どもたちが家庭環境に左右されず、

豊かに暮らせる社会

## 参考文献

- 厚生労働省 子どもの貧困対策
- 厚生労働省 平成28年度放課後児童クラブの実施状況
- 厚生労働省 放課後児童クラブ関連資料
- 厚生労働省 食育の推進
- 厚生労働省 子ども・子育て支援
- 文部科学省 学校保健 学校安全 食育
- 子どもの貧困Ⅱ ―解決策を考える 阿部彩 岩波新書
- 子どもの放課後を考える 池本美香 勁草書房
- 放課後児童クラブの整備の在り方 池本美香



## お世話になった方々

- 放課後NPOアフタースクール 平岩国泰様
- リクルートマーケティングパートナーズ 西山一平様
- 新宿ニコニコ子ども食堂 猪爪まさみ様
- 文京区子育て支援課様
- 認定NPO法人フローレンス 廣田達宣様



**ご清聴ありがとうございました**

